

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公表番号】特表2008-542296(P2008-542296A)

【公表日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2008-513752(P2008-513752)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/40	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	31/05	(2006.01)
A 6 1 K	31/706	(2006.01)
A 6 1 K	9/19	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 K	9/26	(2006.01)
A 6 1 P	27/06	(2006.01)
A 6 1 P	27/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	47/40
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	31/05
A 6 1 K	31/706
A 6 1 K	9/19
A 6 1 P	27/02
A 6 1 K	9/26
A 6 1 P	27/06
A 6 1 P	27/12

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月24日(2009.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シクロデキストリンおよびサーチュインモジュレーター、またはその薬学的に許容される塩、プロドラッグもしくは代謝誘導体を含む組成物であって、該組成物が液体であり、かつ該サーチュインモジュレーターがレスベラトロールである場合に、該組成物は、少なくとも30mMのサーチュインモジュレーターを含む、組成物。

【請求項2】

前記シクロデキストリンは、置換シクロデキストリンである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記シクロデキストリンは、グリコピラノース部分の2-ヒドロキシル基、3-ヒドロキシル基または6-ヒドロキシル基において置換される、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

前記シクロデキストリンは、非結晶である、請求項2に記載の組成物。

【請求項5】

前記シクロデキストリンは、ヒドロキシプロピル-β-シクロデキストリンである、請求項2に記載の組成物。

【請求項6】

前記サーチュインモジュレーターは、サーチュイン活性化剤である、請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

前記サーチュイン活性化剤は、レスベラトロール、そのアナログ、またはレスベラトロールもしくはそのアナログのプロドラッグである、請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

前記サーチュイン活性化剤は、ニコチニアミドリボシド、そのアナログ、またはニコチニアミドリボシドもしくはそのアナログのプロドラッグである、請求項6に記載の組成物。

【請求項9】

前記組成物は、液体である、請求項1の組成物。

【請求項10】

前記液体は、少なくとも30mMの前記サーチュインモジュレーターを含む、請求項9に記載の組成物。

【請求項11】

前記液体は、少なくとも100mMの前記サーチュインモジュレーターを含む、請求項10に記載の組成物。

【請求項12】

前記組成物は、凍結乾燥粉末である、請求項1の組成物。

【請求項13】

シクロデキストリンおよびサーチュインモジュレーター、またはその薬学的に許容される塩、プロドラッグもしくは代謝誘導体を含む、視覚機能障害を処置するための組成物。

【請求項14】

サーチュインモジュレーター、またはその薬学的に許容される塩、プロドラッグもしくは代謝誘導体を含む、速溶錠。

【請求項15】

前記錠剤は、1分間未満の経口溶解速度を有する、請求項14に記載の速溶錠。

【請求項16】

前記錠剤は、30秒間未満の経口溶解速度を有する、請求項15に記載の速溶錠。

【請求項17】

前記錠剤は、2Strong-Cobb単位～6Strong-Cobb単位の硬度を有する、請求項14に記載の速溶錠。

【請求項18】

前記サーチュインモジュレーターは、サーチュイン活性化剤である、請求項14に記載の速溶錠。

【請求項19】

前記サーチュイン活性化剤は、レスベラトロール、そのアナログ、またはレスベラトロールもしくはそのアナログのプロドラッグである、請求項18に記載の速溶錠。

【請求項20】

前記サーチュイン活性化剤は、ニコチニアミドリボシド、そのアナログ、またはニコチニアミドリボシドもしくはそのアナログのプロドラッグである、請求項18に記載の速溶錠。

【請求項21】

サーチュインモジュレーター、またはその薬学的に許容される塩、プロドラッグもしくは代謝誘導体を含む、視覚機能障害を処置するための速溶錠。

【請求項22】

サーチュインモジュレーター、またはその薬学的に許容される塩、プロドラッグもしくは代謝誘導体を含む、移植可能なデバイス。

【請求項 2 3】

前記デバイスは、眼に対する移植に適している、請求項 2 2 に記載のデバイス。

【請求項 2 4】

前記デバイスは、生分解性である、請求項 2 2 に記載のデバイス。

【請求項 2 5】

前記デバイスは、前記サーチュインモジュレーターを少なくとも 1 ヶ月間にわたって放出する、請求項 2 2 に記載のデバイス。

【請求項 2 6】

上記デバイスは、前記サーチュインモジュレーターを少なくとも 1 年間にわたって放出する、請求項 2 5 に記載のデバイス。

【請求項 2 7】

前記デバイスは、前記サーチュインモジュレーターを 6 ヶ月間～2 年間にわたって放出する、請求項 2 5 に記載のデバイス。

【請求項 2 8】

前記サーチュインモジュレーターは、サーチュイン活性化剤である、請求項 2 2 に記載のデバイス。

【請求項 2 9】

前記サーチュイン活性化剤は、レスベラトロール、そのアナログ、またはレスベラトロールもしくはそのアナログのプロドラッグである、請求項 2 8 に記載のデバイス。

【請求項 3 0】

前記サーチュイン活性化剤は、ニコチニアミドリボシド、そのアナログ、またはニコチニアミドリボシドもしくはそのアナログのプロドラッグである、請求項 2 8 に記載のデバイス。

【請求項 3 1】

サーチュインモジュレーター、またはその薬学的に許容される塩、プロドラッグもしくは代謝誘導体を含む、視覚機能障害を処置するための移植可能なデバイス。

【請求項 3 2】

微粉化されたサーチュインモジュレーターまたはその薬学的に可能な塩、プロドラッグもしくは代謝誘導体を含む薬学的組成物であって、該微粉化されたサーチュインモジュレーターの粒子は、約 30 ミクロン未満の平均直径を有する、薬学的組成物。

【請求項 3 3】

前記微粉化されたサーチュインモジュレーターの粒子は、約 10 ミクロン未満の平均直径を有する、請求項 3 2 に記載の薬学的組成物。

【請求項 3 4】

前記微粉化されたサーチュインモジュレーターの粒子は、約 1 ミクロン～約 5 ミクロンの平均直径を有する、請求項 3 3 に記載の薬学的組成物。

【請求項 3 5】

前記微粉化されたサーチュインモジュレーターの粒子は、約 1 ミクロン～約 2 ミクロンの平均直径を有する、請求項 3 4 に記載の薬学的組成物。

【請求項 3 6】

前記組成物は、は自由流動性の液体である、請求項 3 2 に記載の薬学的組成物。

【請求項 3 7】

前記組成物は、固体投薬形態である、請求項 3 2 に記載の薬学的組成物。

【請求項 3 8】

前記粒子は、エアジェット微粉化によって形成される、請求項 3 2 に記載の薬学的組成物。  
。

【請求項 3 9】

微粉化されたサーチュインモジュレーターまたはその薬学的に許容される塩、プロドラッ

グもしくは代謝誘導体を含む、視覚機能障害を処置するための組成物であって、該微粉化されたサーチュインモジュレーターの粒子は、約30ミクロン未満の平均直径を有する、組成物。